

○防衛省告示第八十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が平成二十七年四月二十四日次のとおり決定された。

平成二十七年四月二十八日

防衛大臣 中谷 元

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
三一五四	沼津海浜訓練場	沼津市	国有	土地…約二七、〇〇〇平方メートル
			公有	土地…約一、一〇〇平方メートル
			民有	土地…約六〇平方メートル
				水域…約一三、五八〇、〇〇〇平方メートル

トル

陸上自衛隊が水陸両用車の性能を確認する試験を行うため共同使用する。

使用期間…平成二十七年五月二十一日から同年六月二十日まで

水域…約三一、〇〇〇平方メートル

佐世保市が防波堤の設置工事のため共同使用する。

使用期間…防波堤の設置工事完了の日まで

五〇二九 佐世保海軍施設

佐世保市

◎追加提供

施設番号

施設

名

所在地

地名

所有関係

摘要

要

要

六〇〇九 キャンプ・シユワブ 名護市

国有

建物…約四〇平方メートル

工作物…門等

訓練塔等として追加提供する。